

戦時国際法と戦争犯罪

先の大東亜戦争などで、戦時国際法はどの程度守られたのだろうか。
また処罰は公平に行われたのだろうか。

●戦時国際法の成立

人類はその長い歴史の中で、国家や民族の利害の衝突から、絶え間なく戦争をしてきました。残酷なできごととも絶えませんでした。そこで戦争のやり方を国際的に決めようという考えが生まれました。

このルールを戦時国際法といいます。1907（明治40）年にオランダで締結されたハーグ陸戦法規はその代表例です。

戦時国際法では、戦闘員以外の民間人を殺傷したり、捕虜となった兵士を虐待したりすることは、戦争犯罪として禁止されました。いっぽう、軍服を着ていない者に武器を持たせたり、戦争に参加させたりすることは禁じられ、それを捕えた側には、一定の手続きのあと、スパイやゲリラとして処刑することも認められています。

●20世紀最大の戦争犯罪

大東亜戦争の沖縄戦でも、東京など本土の大都市への無差別爆撃でも、非武装の民間人が標的にされて大量に殺害されました。1945（昭和20）年3月10日の東京大空襲で、攻撃命令を受けたB29のアメリカ軍パイロットは「それは戦時国際法違反ではないか」と、司令官に問いただしたといわれています。東京大空襲では、一夜にして10万人が焼け死にました。

1945年の原爆投下による死者は広島で約14万人、

長崎では7万人以上に上り、犠牲者はほとんど一般市民でした。原爆投下は、その被害の規模においても、20世紀最大の戦争犯罪といえるでしょう。

●違法なシベリア抑留

同じ1945年の8月9日、ソ連軍は日本との中立条約を破って、満州、樺太に攻めこみ、日本の民間人に対して略奪、暴行、殺害をくり返しました。

ソ連は日本の降伏後も侵攻をやめず、日本固有の領土である北方4島の占領を終えたときには、すでに9月になっていました。さらに捕虜は即座に帰国させたポツダム宣言の規定に違反して、捕虜をふくむ60万人以上の日本人をシベリアなどソ連領に連行しました。

抑留中は満足な食事も与えないまま、過酷な強制労働をさせました。そのためにわかっているだけでも、6万人以上の日本人が死亡しました。

●日本軍の戦争犯罪

これら、戦争の勝者である連合国側の戦争犯罪は一切、裁かれることはありませんでした。

日本軍も戦争中に侵攻した地域で捕虜となった敵国の兵士や非武装の民間人に対し、不当な殺害や虐待を行ったこともありました。連合国軍は、日本軍のおかした戦争犯罪を厳しく裁き、約1000人の人が処刑されました。そのなかには無実でありながら、誤った判決で処刑された人もいます。